

2018年11月15日

各 位

フィンテック グローバル株式会社
代表取締役社長 玉 井 信 光
(コード番号：8789 東証マザーズ)
問合せ先：取締役 上席執行役員 千田 高
電 話 番 号 ： (03) 6456-4600

第三者割当による第19回新株予約権（行使価額修正条項付）の 発行条件等の決定に関するお知らせ

当社は、2018年11月8日（以下「発行決議日」といいます。）開催の取締役会に基づく第三者割当による第19回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関し、2018年11月15日（以下「条件決定日」といいます。）付の取締役会において発行条件等を決議しましたので、2018年11月8日に公表した本新株予約権の発行に関し、未確定だった情報につきお知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細は、2018年11月8日付当社プレスリリース「第三者割当による第19回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及びコミットメント条項付き第三者割当契約の締結に関するお知らせ」をご参照下さい。

1. 決定された発行条件の概要

当社は、本日、下記の表に記載の各条件につき決議するとともに、これらの条件を含め、別紙として添付されている本新株予約権の発行要項記載の内容で本新株予約権を発行することを決議しております。

① 割 当 日	2018年12月4日
② 発 行 価 額	総額9,750,000円（新株予約権1個当たり65円）
③ 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：15,000,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は59円としますが、下限行使価額においても、潜在株式数は15,000,000株であります。
④ 資 金 調 達 の 額	1,759,350,000円（差引手取概算額）（注）
⑤ 行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 項	当初行使価額は118円とします。 2018年12月5日以降、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）（以下「東証終値」といいます。）の90%に相当する金額に修正されますが、かかる計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。

（注）資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使された

と仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達額は増加又は減少します。また、行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は減少します。

2. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

調達する資金の総額	1,779,750 千円
内訳	
本新株予約権の発行による調達額	1,770,000 千円
本新株予約権の行使による調達額	9,750 千円
発行諸費用の概算額	20,400 千円
差引手取概算額	1,759,350 千円

- (注) 1 本新株予約権の行使による調達額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使による調達額、調達する資金の額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使による調達額、調達する資金の総額及び差引手取概算額は減少します。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていません。また、発行諸費用の内訳は、価額算定費用、登記費用、書類作成費用、その他弁護士費用等です。

(2) 本新株予約権の発行及び行使により調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
①不動産小口化投資商品組成のための不動産 (信託受益権を含む。)取得	1,050	2018年12月～2019年9月
②新たな投資商品組成及びM&A対応	709	2018年12月～2020年9月

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

① 不動産小口化投資商品組成のための不動産 (信託受益権を含む。) 取得

当社グループは、投資銀行業務におけるストラクチャード・ファイナンス案件の組成・アレンジメント (投資銀行業務各種プログラム) や再生可能エネルギー関連施設への投資 (アセット投資)、公共コンサルティング事業における公会計コンサルティング事業 (地方公共団体の財務書類の複式簿記化の支援) 等を展開するなかで、組成案件へ投融资する金融機関や地方公共団体の公会計の実務をサポートする税理士・会計士等とのネットワークを全国的に拡大し、金融商品にニーズのある投資家を開拓してきました。今後、当社は、そのようなネットワークを活用して開拓した投資家に対して、アセット投資により不動産小口化投資商品を組成して販売していく予定であります。不動産小口化投資商品は、不動産を信託してその信託受益権を金融商品とする方法や不動産特定共同事業法に基づき金融商品とする方法等により、投資家が投資しやすい単位に分けて小口化して組成するため、組成にあたり

投資対象となる不動産の取得が必要となります。

この不動産小口化投資商品組成のための不動産（信託受益権を含む。）の取得に、1,050百万円を充当する予定です。なお、不動産取得にあたっては、資金効率性を勘案し、金融機関借入も併せて資金を充当する予定です。

② 新たな投資商品組成及びM&A対応

（新たな投資商品組成）

当社の投資銀行業務におけるアレンジメントでは、アセット投資により対象資産を確保して投資商品を組成する場合があります。上記の①では対象資産を不動産として特定しこれを小口化して投資商品としますが、投資商品とする資産は不動産に限られないことから、不動産以外の資産もアセット投資により取得、証券化して投資商品としていくことを企図しております。

（M&A）

企業投資では、当社グループが潜在性・将来性豊かな上場／未上場企業・事業に対し、新規設立やM&Aにより投融資して、成長・発展を支援し企業価値を高めることで、将来収益の拡大を目指す投資戦略を推進しております。

また、当社ではアセット投資に際して、資産保有会社の株式取得・売却等の手法も活用しております。さらに、当社は事業領域の拡大が重要であると考えており、2018年9月期は株式取得により航空機アセットマネジメント会社を子会社化し、ファイナンスと密接な関係がある航空機アセットマネジメントを開始しました。このように既存事業である投資銀行事業との相乗的な効果が見込まれる戦略的なM&Aを実行しております。

以上のように当社は、企業投資、アセット投資、事業領域の拡大等の際にM&Aを活用しており、今回調達する資金をこのようなM&Aを着実に実行するための機動的な資金といたします。

なお、新たな投資商品組成及びM&Aについて、現時点において具体的に計画されている案件はありませんが、今後、案件が具体的に確定した場合には、速やかに開示いたします。これらに資金が充当されない場合には、当該資金は、上記①の用途に追加的に充当することを想定しております。

- (注) 1 調達資金を実際に支出するまでは、銀行預金等の安定的な金融資産で運用保管いたします。
- 2 上記資金用途は、現時点で入手し得る情報に基づき合理的に試算したものであります。このため、今後、状況の変化に応じて用途又は金額が変更される可能性があります。また、上記の支出予定時期は今後の状況に応じて変更される可能性があります。
- 3 本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があり、またパークレイズ・バンク・ピーエールシーは本第三者割当契約において2018年12月5日以降、60計算対象日以内に、保有する本新株予約権のうち100,000個を行使することをコミットしていますが、当該計算対象日には、下記のとおり、一定の事由が発生した日が含まれないため、現時点において調達できる資金の額及び支出予定時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。調達資金が不足した場合又は調達資金が超過した場合には、事業計画及び資金計画を見直し、対応する予定であります。また、調達資金が大きく不足した場合には、

追加での資金調達についても検討し、実施について適切に判断してまいります。

計算対象日とは、以下のいずれかに該当する日を除く取引日をいいます。

- (i) 当該取引日の直前取引日の東証終値が当初行使価額の60%に相当する金額以下となった場合
- (ii) 当該取引日における当社普通株式の株価（気配値を含みます。）が一度でも直前取引日の東証終値の90%以下となった場合
- (iii) 当該取引日が行使停止期間に該当する場合
- (iv) 当該取引日において本新株予約権の行使を行うことにより、適用法令又は裁判所、行政官庁、株式会社証券保管振替機構若しくは自主規制機関の規則、決定、要請等に違反する可能性が高いとパークレイズ・バンク・ピーエルシーが合理的に判断した場合
- (v) 災害、戦争、テロ、暴動等の発生又は売買停止措置等の実施により、当該取引日における本新株予約権の行使又は本新株予約権の行使によって取得することとなる当社普通株式の売却が実務上不可能になった場合又はそのおそれがある場合

4 上記の金額には消費税等は含まれていません。

3. 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行決議日付で、2018年9月期決算短信、2018年9月期連結業績予想と実績値との差異、及びメツァ開業記念株主優待の実施に関するお知らせを公表しております。仮にこれらの公表により株価の上昇が生じる場合には、本新株予約権の発行に直接付随するものではない事由による株価の上昇を反映せず本新株予約権の発行条件を決定することで、当該発行条件と本新株予約権の発行時における実質的な価値との間に乖離が生じるおそれがあります。当社は、かかる公表による株価への影響を織り込んだ上で本新株予約権の払込金額を決定すべく、発行決議日時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値をそれぞれ算定し、高い方の金額を基準として本新株予約権の払込金額を決定しました。

上記に基づき、当社は、発行決議日時点及び条件決定日時点における本新株予約権の評価を第三者算定機関であるトラスティーズ・アドバイザー株式会社（代表者：寺田 芳彦、住所：東京都千代田区永田町二丁目11番1号山王パークタワー5階。以下「トラスティーズ・アドバイザー」といいます。）に依頼しました。トラスティーズ・アドバイザーと当社及びパークレイズ・バンク・ピーエルシーとの間には、重要な利害関係はありません。

トラスティーズ・アドバイザーは、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、評価基準日の市場環境、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当先の株式処分コスト、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等を考慮した一定の前提（割当先はコミットメント条項及び任意行使により株価が一定の条件の場合には速やかに行使すること、当社からの通知による取得が行われないこと、割当先は行使後に市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに売却を実施し、その場合には取引コストが発生すること等を含みます。）を置き両時点における本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、トラスティーズ・アドバイザーが上記前提条件を基に算定した発行決議日時点の評価額65円を参考として、パークレイズ・バンク・ピーエルシーとの協議を経て、発行決議日時点の本新株予約権1個の払込

金額を同額である金65円としました。

また、株価変動等諸般の事情を考慮の上で本日（2018年11月15日）を条件決定日としたところ、本日（条件決定日）時点の本新株予約権1個当たりの評価額は、60円と算定され、当社はこれを参考として本日（条件決定日）時点の本新株予約権1個当たりの払込金額を、上記評価額と同額となる金60円と決定しました。その上で、両時点における払込金額を比較し、より既存株主の利益に資する払込金額となるように、最終的に本新株予約権1個当たりの払込金額を金65円と決定しました。

当社監査役3名全員（全て社外監査役）も、トラスティーズ・アドバイザーは割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、トラスティーズ・アドバイザーによる本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関してトラスティーズ・アドバイザーから説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権の払込金額はトラスティーズ・アドバイザーによって算出された評価額と同額としていることから、割当予定先に特に有利でなく、法令に違反する重大な事実は認められないと判断しております。

以 上

(別添)

フィンテック グローバル株式会社第 19 回新株予約権 (第三者割当) 発行要項

1. 新株予約権の名称 フィンテック グローバル株式会社第 19 回新株予約権 (第三者割当) (以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 9,750,000 円
3. 申込期間 2018 年 12 月 3 日
4. 割当日及び払込期日 2018 年 12 月 4 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をパークレイズ・バンク・ピーエルシーに割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数 (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 15,000,000 株とする (本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数 (以下「交付株式数」という。) は 100 株とする。)。但し、下記第 (2) 号乃至第 (4) 号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
(2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額 (以下に定義する。) の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後交付株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 11 項第 (2) 号、第 (5) 号及び第 (6) 号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
(4) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第 (2) 号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 150,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額 金 65 円 (本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 0.65 円)
9. 本新株予約権の (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、

行使に際して出資 行使価額に交付株式数を乗じた額とする。

される財産の価額 (2)本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初、118円とする。但し、行使価額は、第10項又は第11項に従い修正又は調整される。

10. 行使価額の修正 2018年12月5日以降、行使価額は、第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)に、修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額に修正される。但し、かかる計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。下限行使価額は59円とし、第11項の規定を準用して調整される。

11. 行使価額の調整 (1)当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①時価(以下に定義する。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、又は会社分割、株式交換若しくは合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。以下同じ。)の翌日以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

②当社普通株式の株式分割をする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その

他の権利を発行する場合（無償割当てによる場合を含むが、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権その他の権利の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \text{ 当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ① 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を切り上げる。

② 行使価額調整式で使用する「時価」は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算については、1円未満の端数を切り上げる。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当

社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整及び下限行使価額の調整を行う。

(7) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間
2018年12月5日から2020年12月4日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得条項
(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(2) 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日（但し、当該株式交換又は株式移転の効力発生日よりも前の日とする。）に、本新株予約権1個

当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(3)当社は、2020年12月4日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を發行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額
本新株予約権の行使により株式を發行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
16. 本新株予約権の行使請求の方法
(1)本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第20項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
(2)本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
(3)本新株予約権の行使請求の効力は、第20項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
(4)本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
17. 株券の交付方法
当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
18. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当予定先の株式処分コスト、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置き、割当予定先が本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当予定先に対するコストが発生すること及び当社の資金調達需要が新株予約権の行使期間に亘って一様に発生することを仮定して評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金65円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、2018年11月14日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値とした。
20. 行使請求受付場所
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
21. 払込取扱場所
株式会社みずほ銀行 神谷町支店

22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等 本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
23. 振替機関の名称 株式会社証券保管振替機構
及 び 住 所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
24. そ の 他 (1)上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
(2)会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
(3)本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
(4)その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上